

文部時報

昭和五十七年十一月
第一二六六号

特集 文化財の活用

文化財の「活用」.....

林屋辰三郎 4

▽座談会

文化財の活用をめぐる.....

8

(出席者) 濱田 隆・児玉 幸多

島崎 守男・(司会) 垂木 祐三

学校における文化財学習.....

佐藤 照雄 23

歴史的町並みは文化財行政に飛躍を迫る.....

木原 啓吉 29

埼玉県内の民俗文化財の活用.....

秋葉 一男 36

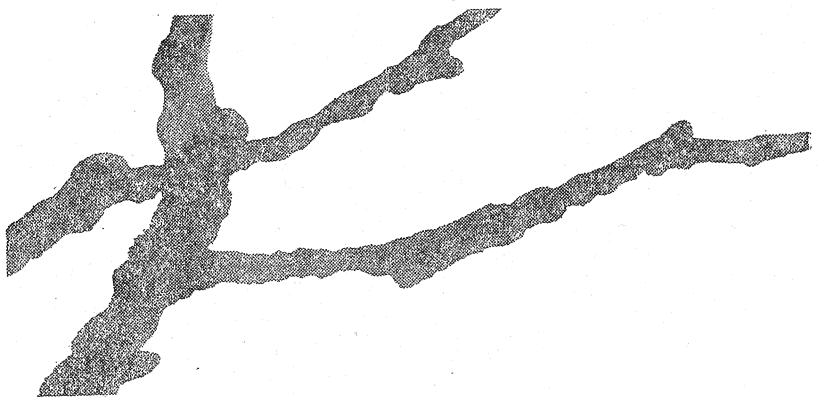
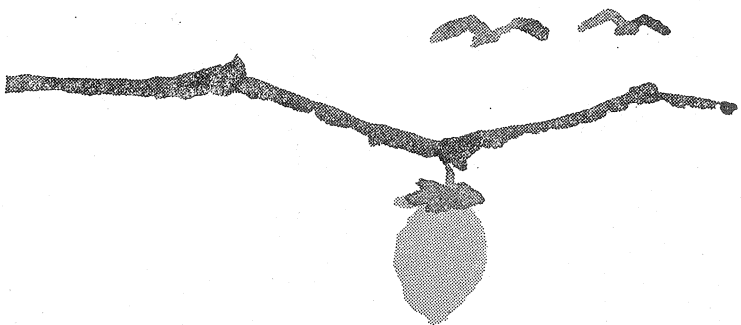
史跡の整備.....

牛川 喜幸 44

▽事例紹介

伝統芸能の鑑賞教室.....

藤波 隆之 50



外国人教員任用法成立によせて
教育、外国人、相互理解.....

ミッシェル・J・マンズフィールド 54

大学の国際性をめぐって.....

加藤 一郎 58

外国人教員任用法を生かす途.....

遠藤 輝明 62

学問における日常的国際交流.....

千葉 正士 66

外国人教員任用法について.....

大学局高等教育計画課 69

ローマからの便り.....

坂本 鉄男 79

メキシコの日本語.....

山崎 真次 91

海外教育ニュース.....大臣官房調査統計課
大卒者の就職状況と今後の見通し(アメリカ合衆国) / レスターシャー、教員のサバティカル(研究休暇) 制度導入へ(イギリス) / 一九七〇年から八〇年にかけての教育条件の変化(西ドイツ) / 学校外個人教育の増加に世論は批判的(オーストリア)

昭和五六年度体力・運動能力調査結果について

資料「豊かな心を育てる」を

作成.....社会教育局青少年教育課 89

文化財紹介 居初氏庭園

名作シリーズ 南蛮屏風 (牛川喜幸)

(解説) 原田 実 23

表紙 丸山昭二 カット 内部敬生

文部省のまど
昭和五七年度中学校教育課程編成状況
等調査について
.....初等中等教育局中学校教育課 84

歴史的町並みは文化財行政に飛躍を迫る

木原 啓吉

先駆的な自治体の役割

文化財保護法が改正され、歴史的町並みを「伝統的建造物群保存地区」として保存する行政が発足したのは昭和五〇年である。それから七年がたった。この法律によって、これまでに全国で一八カ所の町並みが、国の文化財に選定された。今後も毎年選定は続くものとみられ、町並み保存行政も、ようやく軌道に乗ってきたかみえる。しかし、全国の歴史的町並みの現状からみて選定されたところはまだごくわずかにすぎない。重要なものでいまだに選定されるかどうか未定のものもあり先行きは樂觀を許さない。町並み保存行政が将来とも発展してゆくことを期するためには、ここで原点に立ち

返り、町並み保存行政を実現させる原動力となった住民運動と、それに対応した自治体の動きを吟味し、あわせて町並み保存の事業がわが国の文化財保護行政に変革を迫っていることの意味を検証しなければならないと思う。

昭和四〇年代の後期になって町並み保存の機運が全国的に盛り上がってきた背景には、なによりも昭和三〇年代の後期から長野県の妻籠宿や京都市、高山市、萩市など各地で住民と自治体が営々と続けてきた保存運動の歴史があることを見逃がしてはならないと思う。高度経済成長政策が始まって、全国のほとんどの自治体が開発ブームに動かされ、バスに乗り遅れるな”とばかりに工場を誘致するため、自然環境や

歴史的環境を改変していた。そうしたときに、これらの地域では住民と自治体が一体となって「保存を通じて真の開発を」と、あえて天下の大勢にさからって、地域の環境の保存と再生に専念したのである。こうした自治体と住民の先見性と決断力には今さらながら敬服させられる。

その結果、多くの自治体が、開発のために生活環境の荒廃を体験しなければならなかったなかで、たとえば長野県の妻籠宿では、四〇年代の初めまでは人影もまばらな過疎の村だったところが、今や年間七〇万人もの観光客が訪れる文化観光の拠点としてよみがえったのである。五〇年代になって全国的に地域の文化環境の価値が見直されるようになったが、これらの自治体はそれに先立つ数年前から、文化環境の価値に気づき、それを地域づくりの土台にすえていた。そうした先駆的自治体の活動が、その後の町並み保存運動の機運の盛り上がりへの基盤になったことを見落してはならないと思う。

根底にある住民の環境観の変革

こうした自治体や住民の動きの根底に、四〇年代後半から五〇年代にかけて、地域の環境を見つめる住民の目が、大きく変革した事実があることを強調しておかなければならぬ

題の重要な側面としてとらえるようになった。地域に伝わる歴史的環境を、そこに住む人々の精神的連帯のシンボルとしてとらえ、その破壊、消滅が住民生活の上に、いかに深刻な影響をもたらすか、ということを知るようになった。すなわち公害が直接に住民の生命・健康に対する侵害行為であるとすると、歴史的環境の破壊こそは住民の精神生活への挑戦とみる。ひとたび歴史的環境が失われたあとの人々の欠落感、は、ことにその人が地域に誇りを抱いておればおるほど、耐えがたいものがある。人々は環境の物的側面に加えて、環境の文化的側面の重要性に気づきはじめていたのである。

環境を有機的な統一体としてとらえ、公害や自然環境といった現状を横に切る横軸の視点と、歴史的環境という時代をつなぐ縦軸の視点の双方から総合的に環境と取り組もうとする考え方が、住民の間に根づきはじめてきたことは注目すべきことである。

歴史的町並み保存の運動は、このような住民の環境観の拡大、立体化という事実をぬきにしては語れない。新しい環境観を身につけた住民たちの運動は自治体を動かし、各地で町並み保存や景観保存の条例をつくらせ、それが全国にひろま

い。地域の歴史的環境の重要性に気づき、その破壊こそは現代の環境問題の主要課題であるという認識が高まってきたことである。

かつてわが国では四五年前までは環境問題といえど公害と考えられていた。当時、大気汚染や水質汚濁などが国の公害は、世界に類のない激烈、異常なものであったから。当時は、眼前の公害を解決するのに懸命で、すでに同時並行の形で進行していた自然環境や歴史的環境の破壊にまで目を向ける余裕は、住民にも自治体にもなかった。しかし、人々はこの公害と取り組むことによって生活環境をみつめる目をとぎすますことになり、七〇年代になってあらためて自然破壊のひどさに気がついた。尾瀬の自動車道路工事の中止や長野県美ヶ原のビーナスラインの計画変更などを要求する自然保護運動が、四五年前から全国各地で起こり、自治体が自然保護条例を制定しはじめた背景には、こうした住民の環境観が公害から自然破壊へと拡大した事実が存在していたのである。

そして第三の段階として人々は、昭和四〇年代の後半から五〇年代になるとともに、歴史的環境の破壊を現代の環境問

ったところで昭和五〇年の文化財保護法の改正へとすすんでいったのである。

点から面への拡大

この文化財保護法の改正によって、文化財の概念は飛躍的に拡大された。法律に述べられた文化財の定義にあらたに「周囲の環境と一体をなして歴史的風土を形成している伝統的建造物群で価値の高いもの」という一項目が加えられた。この「伝統的建造物群およびこれと一体をなしてその価値を形成している環境を保存するため」に保存地区を定めることになった。このことによって、それまで個々の建造物など「点」としての文化財の保存に集中していた文化財保護行政は、その対象を、一定のひろがりをもつ「面」の保存へと拡大することになった。すなわち「文化財」から「歴史的環境」への保存対象の拡大が法律の上に明示されることになったのである。

同時に、歴史的町並みという、現に多数の住民が生活を行っている生活空間を文化財として取り上げることによって、文化財概念はたんに面的に拡大しただけでなく、質的にも変革をとげるようになった。それまでの文化財が個々の歴史的

建造物や美術品など、個体を静態にとらえてその保存に終始していたのに対し、これからは群としての歴史的町並みを、そこに現に住む人々の生活環境とともに、総合的かつ動態的にとらえてゆかなければならなくなった。町並みは人々が現代生活を営む場である以上、凍結的、博物館的保存は許されないからだ。それどころか、文化財として選定されることによって住民は生活環境の質の高まりを期待するようになった。文化財保護行政は、それまでみられなかった生活環境の整備という視点からの取り組みが要求されるようになってきたのである。

規制面の重視

このことは保存対象の拡大による保存対象の規模の増大に加えて、従来の保存策にみられた規制面の重視から活用面への重視への移行が要求されるようになった。これは大きくいって、明治以来のわが国の文化財保護行政の姿勢の転換を追うという歴史的な意義をもっている。すなわちわが国の文化財保護行政は明治以来今日まで、保護、保存のために現状の変更を規制する面に重点がおかれていた。それは明治維新直後の旧物破壊、廃仏毀釈の社会的混乱による文化財の破壊が

進行するなかで、明治四年、大政官布告「古器舊物保存方」が出されて以来、文化財の破壊の波が高まることに、それに対応する形で保存策がとられてきたという事情によると思われる。こうして度重なる破壊の波に対応して「古社寺保存法」（明治三〇年）、「国宝保存法」（昭和四年）、「重要美術品等ノ保存ニ関スル法律」（昭和八年）、「史蹟名勝天然紀念物保存法」（大正八年）が時代の経過のなかでつくられ、そしてこれらを統合する形で、戦後、「文化財保護法」（昭和二五年）が制定されたのである。

このようにわが国の文化財保護行政は伝統的に外部からの破壊に抵抗する形で行政が整備されてきた結果、規制面に重点がおかれ、それを公衆の前に公開するとか、大衆が自由にこれに接近できる、といった、いわゆる活用面は、どちらかといえば敬遠される傾向にあった。そのことは現行の文化財保護法をみても、保存対象にくらべた場合、活用、公開の規定は、わずかしか述べられていないことから明らかである。

その点でわが国の文化財保護行政は自然保護行政とは対照的である。自然保護行政の基本法のひとつである自然公園法をみると保存面とらんで活用面にも力点をおいていることがよくわかる。自然保護行政は現状変更の規制もさることながら、人々の自然環境への接近のチャンスを増進的に認めるようにつとめている。その結果、わが国の国立公園行政は、公園地域の大半が国有地でなく私有地であるという事情も手伝って伝統的に活用面に傾斜し、規制面が緩いことが批判の対象にすらなってきた。その点で、アメリカの国立公園行政が活用面にも配慮しながら規制面できびしい対策をとっているのと対照的である。

イギリスの登録制度

わが国の文化財保護行政は、明治以来、規制面に重点がおかれていたが、このことは保存対象がきびしいかわりに、対象を厳選し、保護の対象を狭めるという事態もひきおこした。これはヨーロッパ諸国の文化財保護行政の姿勢とは対照的である。たとえばイギリスでは、歴史的建造物などの記念物に対しては、第二次大戦の最中から、登録制度を採用し、現在は、国内にある一六万六千もの歴史的建造物が法的に登録、公示され、解体、改造など現状変更をするときは必ず環境省に届けることになっている。そうすることによって建物の所有者も一般の国民も、それらの建物の価値をあらかじめ

知ることができ、解体にさき立って環境省への通報も可能になり、その価値を知らないままに解体してしまうといった思わぬ破壊から免れることにもなる。これに対してわが国の歴史的建造物は歴史的、学術的、美術的といったいくつかの基準に照らして価値の高いものだけを厳選して文化財に指定しているために、保存行政の対象になる建造物は極めて限られたものになってしまう。都市化の波にもっともさらされやすい都心部の明治建築に対しても、近年になって初めて本格的な文化財の指定がとられるようになったばかりだ。

わが国制度の厳選主義

文化財保護法の改正で町並み保存行政が動き出したものの、ここでも、その対象地域は、従来の個々の歴史的建造物と同様に限定的である。五一年以降昭和五七年現在までに選定された地域は次の一八地域にとどまっている。すなわち、弘前市仲町、秋田県角館町、福島県下郷町大内宿、長野県楢川村奈良井、同南木曾町妻籠、高山市三町、岐阜県白川村萩町、京都市産寧坂、同祇園新橋、同嵯峨鳥居本、神戸市北野町山本通、岡山県成羽町吹屋、倉敷市倉敷川畔、萩市堀内地区、同平安古地区、愛媛県内子町八日町護国、日南市飢肥、

鹿児島県知覧町知覧

近く、さらに選定される予定ではあるが、全国に四〇〇カ所もある町並みのすべてが選定の対象にはならぬとしても、一八カ所とは少なすぎる。全国的に有名な町並みでも、まだ選定の対象になっていないのがかなりある。

こうした歴史的町並みに対する保存・再生策でも、ヨーロッパ、とくにイギリスやフランスでは、積極的にすすめられている。イギリスは一九六七年に「シビック・アメニティーズ法」を制定し、個々の建物から区別された「歴史的建築的価値のある地域」の「面的保存」を実施している。伝統的町並みを保存することで、その地域の環境の質を高めようというのがねらいで、政府は地方計画庁に保存・再生すべき「保存地域」を指定させることにしている。計画許可の申請にあたって、その地域の特性や外観の保存、向上に特別の注意を払うことが義務づけられているのである。すでに全国で二千カ所の「保存地区」が指定され、復元工事がすすめられている。フランスにも、一九六二年に、当時、ドゴール大統領のもとで文化大臣をつとめた作家のアンドレ・マルローの発意でつくられた「歴史的街区保存法」（通称・マルロー法）があ

る。この法律によりパリ、シャルトル、リヨン、ブルジュ、ルーアン、ディジョンなど全国で四五都市四六街区、面積にして計二五〇〇ヘクタールを「保存街区」に指定して各地で工事を始めている。

保存と開発の統合

しかも、イギリスでもフランスでも、指定地域では歴史的環境を復元するとともに、外周部にバイパスをつくったり、緑地の地下に駐車場を、そして中心部は歩行者専用にするなどしている。そのほか、下水道や教育施設なども整備し、歴史的価値の保存とともに、現代生活に適した居住性を高めることに懸命である。すなわち保存・修復をとおして、歴史的環境を新しい時代によりみがえらせようとする画期的な都市再開発事業なのである。「文化財の保存」と「都市の再開発」という二つの機能を大胆に結びつけたところに特色がある。その点、わが国の文化財保護法による「伝統的建造物群保存地区」では、町並みの表通りに面した部分の修復、道路の路面の整備など景観の復元とその管理、ならびに防災対策などに限定され、背後にひろがる住民の生活環境の整備、向上やバイパスの建設などにまでは及んでいない。

近年、国土庁の「伝統的文化都市環境保存地区整備事業」や、建設省と文化庁の共同で中世末の寺内町の景観を伝える奈良県今井町の保全整備調査をめざす「歴史的市街地保全整備計画調査」など、歴史的環境の保存・再生についての都市計画的な対策が検討されるようになったことは注目すべきことである。これが契機になって将来、都市計画法制の中に歴史的環境の保存事業が明記され、都市計画事業の一環として取り扱われることが期待されている。

文化観光と公開の重視を

町並みをはじめとする歴史的環境は現代社会においては文化観光の拠点として注目されるようになった。木曾路の妻籠宿が、歴史的環境を整備した結果、過疎地から年間七〇万人が訪れる文化観光地によりがえり、地域づくりの一つの典型を示したが、同様のことが京都、神戸などの大都市でもみられるのである。このことは、全国の自治体を、歴史的環境の復元・再生事業へかりたてる誘因のひとつになっている。しかし、文化財が体現する価値と観光が求める価値とは、もともと別のものであり、そこに矛盾が生じ、歪みが出てくることも考えられる。妻籠では、はじめからそのことを予見し

て、先手をうって矛盾の解消にあたるという、細心の配慮が住民の手でなされてきた。観光化は避けられぬ時代の要請であるとすれば、文化観光のあり方について、それぞれの地域で住民と自治体が話し合い、賢明な対応がなされなければならないと考える。

イギリスですでに八七年の伝統をもつナショナル・トラスト運動が、国民の自発的な寄金によって自然環境と歴史的環境を買い取り保存対策をすすめると同時に、それらの資産に対して多くの人々の「アクセス」（接近）の方策を重視し、さまざまな対策をとっているのは参考にならう。保存と活用をナショナル・トラストは運動の二つの大きな柱にすえているのである。

歴史的町並みは住民にとっては、かけがえない生活空間である。同時に、それは、国内、国外を問わず多くの人々にとって文化観光の拠点として鑑賞の対象となるものである。

保存と活用という二つの機能を集約的に体現している歴史的町並みは、いまやわが国の文化財保護行政に対して、活用面での思い切った飛躍を迫っているのである。

次 号 目 次

編 集 後 記

特集 幼児期の教育

生涯教育の中の幼児期の教育

波多野完治

座談会

幼児期の教育の課題と今後の在り方

(出席者) 塩 美佐枝・津守 真・萩原 元昭

深谷 和子・(司会)大谷 利治

△現代の幼児▽

幼児の精神発達と教育

詫摩 武俊

幼児の身体発達と教育

巻野 悟郎

現代家庭の特性と幼児期の教育

望月 嵩

現代の幼児と幼稚園教育

藤野 敬子

解説・資料

家庭教育振興施策について 社会教育局婦人教育課
幼稚園教育の現状と当面する問題点

初等中等教育局幼稚園教育課

事例紹介

私立ひかり幼稚園(埼玉県)

青森県教育委員会社会教育課

▽都市化、機械化が進んで、私たちの生活は一面で確かに便利で合理的になったが、反面、「昔はよかった」という言葉に象徴されるように、私たちの身近なところから、次々と古きよきものが消えていくことに、一抹の寂しさを感じる。

▽文化財愛護ということには、幸い多くの人の関心が向けられ、各地で様々な活動が推進されるとともに、近年、博物館や歴史民俗資料館などを建設して、散逸、消滅の危機にさらされている文化財を守ろうとする意識の盛り上がりが見られることは、非常に喜ばしい。しかし、肝心なのは、文化財を一室に集めることではなく、それをいかに活用して、地域住民の教育・文化の向上に役立てるかということだろう。物質文明が問い直されている今、先人の築いた文化に触れることは、新しい文化を創造していく上でも非常に意義深いことであろう。

▽先の通常国会で、いわゆる「外国人教員任用法」が成立した。関係者の長年の懸案であったこの法律の制定によって、教育・学術面での国際交流の一層の進展が期待される。マンسفールド駐日米国大使をはじめお忙しい中をご執筆いただいた先生方に、心から感謝いたします。(企画室)

MEJ 61 月刊

「文部時報」 11 月 号

第1266号

著作権
所 有

文 部 省

昭和57年11月5日 印刷
昭和57年11月10日 発行

発行所 株式会社きょうせい

定価 250 円 (〒50円)

本 社 東京都中央区銀座7丁目4番12号
(郵便番号 104)

年間購読料 3000 円 (千円)

(営業所) 東京都新宿区西五軒町52番地
(郵便番号 162)

電話 東京 (268) 2141 (代表)

振替口座 東京9-161番

印刷所 株式会社行政学会印刷所

・ただし、増大号、臨時号の場合は別に代金を申し受けます
・なお、購読のお申し込みは直接営業所またはほとりの書店にお願いいたします